

2008.3.15

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室御中

「中学校学習指導要領案」に対する意見

日本家庭科教育学会

職業 団体

住所 112-0012 文京区大塚3-29-1

日本教育連合会内

電話 03-3942-7885

第8節 技術・家庭〔家庭分野〕につき、以下について強く要望します。

1.3 内容の取扱い(3)

アの「和服の基本的な着方を扱うこともできること」を削除し、

2 内容の、Cの(3)の変更と、さらに、ア イ に続けて以下のウの付加を要望します。

変更 2 内容 C

(3) 衣生活・住生活などの生活の工夫について次の事項を指導する

衣生活・住生活などの生活の工夫と、地域の生活文化について次の事項を指導する

ウ 地域の衣生活や住生活に関心をもち、伝統的な生活文化について理解を深める

理由

(1) 伝統的な生活文化に関する内容は、食生活についてはありますが、衣生活や住生活に関しても位置づけた方がいいと考えるからです。

(2) しかし、和服のこのことのみ取りあげるとは、以下のような問題があるからです。

1) 前回の学習指導要領から教材の指定はなくなっているにもかかわらず、これのみ明記するのは先の理念と矛盾します。

2) 伝統文化を学ぶ教材は、地域や生徒の実態に応じてふさわしいものを取りあげた実践が数々行われてきており、これだけを明記する理由はみあたりません。

3) 学習指導要領でのこのような文言は、「和服の着方をとりあげる」と同意味となり、強制力をもっていくことが懸念されます。

2. 男女共同参画社会基本法に対応した内容を明確にする文言を加えることを要望します。

変更内容 第2の、2 内容の、Aの箇所

1) Aの(2)のイ

.....関心をもち、家族関係をよりよくする方法を考えること

.....関心をもち、家族員それぞれが尊重されたよりよい家族関係を考え実践できること

2) Aの(3)の次に、(4)として以下の文章を付加。

(4)ここでの学習は、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえた内容にすること。

理由

昨年12月、「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」に関する意見書で述べた通りですが、再度、以下に記します。

- (1) 現行の学習指導要領が明記した男女共同参画社会への対応の課題は、完了していないと考えます。
- (2) 男女共同参画基本計画(第二次)(2005) 第二部10「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」において、「家庭科教育の充実」があげられています。
- (3) 改正教育基本法では、教育の目標の箇所に「男女平等」を尊重する態度を養うことを掲げていますが、これを受け持つ教科は、家庭科において他にないからです。

なお、時間数の配分については、別途郵送しました「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について(概要)」に対する意見をご参照ください。

以上